

平成18年11月1日

文 部 科 学 省

スポーツ功労者顕彰について

文部科学省では、このたび、スポーツ功労者顕彰式を下記のとおり執り行うこととなりましたのでお知らせします。

1. 日 時 平成18年11月14日（火）18：00～
2. 会 場 新高輪プリンスホテル「国際館パミール」^{こんろん}崑崙
東京都港区高輪3-13-1 TEL:03-3442-1111
3. 被顕彰者 2006ワールド・ベースボール・クラシック日本代表チーム
38名（選手32名、指導者6名）（別紙1）
4. 式次第 顕彰式は、財団法人日本野球機構(NPB)が主催する「日本プロ野球コンベンション2006・WBC優勝記念NPB感謝の集い」の場をお借りして執り行います。
スポーツ功労者顕彰に係る次第
 - ・文部科学大臣(予定)あいさつ
 - ・スポーツ功労者顕彰（顕彰状及び記念品授与）
 - ・受賞者代表謝辞
 - ・記念撮影
5. 取 材 財団法人日本野球機構コミッショナー事務局までお問い合わせ願います。
TEL：03-3502-0022 担当：平田

（お問い合わせ）

スポーツ・青少年局競技スポーツ課 日比野、山本
電 話：03-6734-2947（直通）
FAX：03-6734-3793

スポーツ功労者顕彰 被顕彰者

2006ワールド・ベースボール・クラシック優勝 日本代表チーム

○選手 32名

| ポジション | 背番号 | 氏名 | 所属 |
|-------|-----|--------|---------------|
| 投手 | 11 | 清水 直行 | 千葉ロッテマリーンズ |
| | 12 | 藤田 宗一 | 千葉ロッテマリーンズ |
| | 15 | 黒田 博樹 | 広島東洋カープ |
| | 15 | 久保田 智之 | 阪神タイガース |
| | 18 | 松坂 大輔 | 西武ライオンズ |
| | 19 | 上原 浩治 | 読売ジャイアンツ |
| | 20 | 数田 安彦 | 千葉ロッテマリーンズ |
| | 21 | 和田 毅 | 福岡ソフトバンクホークス |
| | 24 | 藤川 球児 | 阪神タイガース |
| | 31 | 渡辺 俊介 | 千葉ロッテマリーンズ |
| | 40 | 大塚 晶則 | テキサス・レンジャーズ |
| | 41 | 小林 宏之 | 千葉ロッテマリーンズ |
| | 47 | 杉内 俊哉 | 福岡ソフトバンクホークス |
| | 61 | 石井 弘寿 | 東京ヤクルトスワローズ |
| | 61 | 馬原 孝浩 | 福岡ソフトバンクホークス |
| 捕手 | 22 | 里崎 智也 | 千葉ロッテマリーンズ |
| | 27 | 谷 繁元信 | 中日ドラゴンズ |
| | 59 | 相川 亮二 | 横浜ベイスターズ |
| 内野手 | 1 | 岩村 明憲 | 東京ヤクルトスワローズ |
| | 2 | 小笠原 道大 | 北海道日本ハムファイターズ |
| | 3 | 松中 信彦 | 福岡ソフトバンクホークス |
| | 7 | 西岡 剛 | 千葉ロッテマリーンズ |
| | 8 | 今江 敏晃 | 千葉ロッテマリーンズ |
| | 10 | 宮本 慎也 | 東京ヤクルトスワローズ |
| | 25 | 新井 貴浩 | 広島東洋カープ |
| | 52 | 川崎 宗則 | 福岡ソフトバンクホークス |
| 外野手 | 5 | 和田 一浩 | 西武ライオンズ |
| | 6 | 多村 仁 | 横浜ベイスターズ |
| | 9 | 金城 龍彦 | 横浜ベイスターズ |
| | 17 | 福留 孝介 | 中日ドラゴンズ |
| | 23 | 青木 宣親 | 東京ヤクルトスワローズ |
| | 51 | 鈴木 一朗 | シアトル・マリナーズ |

○監督・コーチ 6名

| 役 職 | 背番号 | 氏 名 | 所 属 |
|-----------|-----|---------|--------------|
| 監 督 | 89 | 王 貞 治 | 福岡ソフトバンクホークス |
| 外野守備走塁コーチ | 88 | 弘 田 澄 男 | — |
| 打撃コーチ | 87 | 大 島 康 徳 | — |
| 投手コーチ | 86 | 鹿 取 義 隆 | — |
| 内野守備走塁コーチ | 85 | 辻 発 彦 | — |
| 投手コーチ | 84 | 武 田 一 浩 | — |

(別紙2)

スポーツ功労者顕彰規程

昭和43年11月14日
文部大臣裁定
昭和47年7月21日一部改正
昭和50年5月30日一部改正
昭和52年12月7日一部改正
平成2年12月5日一部改正
平成5年9月13日一部改正
平成6年2月28日一部改正
平成8年12月24日一部改正
平成13年1月6日一部改正

(趣旨)

第1条 この規程は、世界的規模のスポーツの競技会において優れた成果を挙げるなどにより、また、多年にわたりスポーツの向上発展に貢献することにより、我が国スポーツの振興に関し特に功績顕著な者(オリンピック競技大会優秀者顕彰規程(平成6年文部省令第2号)第2条に基づき顕彰される者を除く。)をスポーツ功労者として顕彰するに必要な事項を定めるものとする。

(顕彰を受ける者)

第2条 文部科学大臣は、次の各号の一に該当する者をスポーツ功労者として顕彰する。

- 1 世界的規模のスポーツの競技会等において優れた成果を挙げた次に掲げる者
 - イ 世界的規模のスポーツの競技会(オリンピック競技大会を除く。)において優勝した者
 - ロ スポーツの競技会において世界記録を更新した者
 - ハ その他イ及びロに掲げる者と同等の業績があったと認められる者
- 2 前号に掲げる者以外で、選手として我が国のプロスポーツ史上特に優れた成果を挙げた者
- 3 第1号に掲げる者又はオリンピック競技大会優秀者顕彰規程第2条に基づき顕彰される者の指導に特に貢献のあったと認められる者
- 4 次に掲げる者で多年にわたりスポーツの向上発展に貢献した者
 - イ 選手として我が国スポーツの振興に関し特に功績顕著な者
 - ロ 指導者として我が国スポーツの振興に関し特に功績顕著な者
 - ハ イ又はロに掲げる者以外で我が国スポーツの振興に関し特に功績顕著な者

第3条 前条第1号及び第3号に掲げる者の顕彰については、あらかじめ、財団法人日本オリンピック委員会等の意見を聴くものとする。

(顕彰状の授与等)

第4条 顕彰は、文部科学大臣が、顕彰状を授与することにより行う。

- 2 前項の顕彰状に併せて、記念品を授与することができる。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、顕彰の実施に関し必要な事項はスポーツ・青少年局長が定める。

附 則

この規程は、平成13年1月6日から施行する。